

## 岡山県社会人バスケットボールリーグ規定（抜粋）

### 4. チーム責務について

- 1) 社会人リーグ参加の全てのチームに責務は発生する。  
※チーム責務は、社会人リーグ登録チーム毎に発生し割り当てを与える。
- 2) 代表者（1名）・運営委員（1名以上）・帯同審判（2名以上）を登録し大会運営に協力すること。
- 3) 運営割り当て（会場役員・審判・TO等）は、チームで責任を持って実施すること。
- 4) 会場運営は担当チームが行うこと。（割り当ては社会人リーグ事務局が決定する）
- 5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由無き責務の放棄は、次年度以降、社会人リーグへの参加を認めない。  
（原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由により社会人リーグ事務局が認めた場合のみ参加を認める）
- 6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。  
（ペナルティの内容は競技会委員会審議後決定する）

※ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生し社会人リーグ事務局へ納付する。

### 6. 運営に関する事項

- 1) 会場について
  - ①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行うこと。
  - ②体育館使用規則を守ること。  
・駐車場 ・ゴミ持帰り ・喫煙ルール 等
  - ③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の社会人リーグ参加不可とする。  
また、選手に限らず、チーム関係者（応援者も含む）についても同様とする。  
※参加不可 ⇒ チーム・個人（チームを変更した場合も認められない）
- 2) 罰則について
  - ①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
  - ②無断で試合を棄権した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。  
（事務局：1万円、対戦チーム：1万円）
  - ③審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施しなかった場合、事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
  - ④反則金は社会人リーグ事務局が管理し、社会人リーグ運営等に運用する。
  - ⑤社会人リーグ事務局への納付を義務とし、支払わない場合は社会人リーグへの参加を認めない。
- 3) その他
  - ①予定日に止むを得ず棄権する場合は、速やかに社会人リーグ事務局に連絡をすること。  
ただし、審判、オフィシャル、チーム運営委員の責任は果たすこと。
  - ②審判員、TO、選手や役員・運営委員に対し暴力を振るった場合は、即刻、本人・チームを登録抹消とし、本年度及び翌年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また、審判員、TO、選手や役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチーム及び選手については、事実確認を行なった後、登録抹消が否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは翌年度の登録は認めないものとする。

### 8. 帯同審判について

- 1) 割り当てを担当する審判員はライセンス有資格者であること。  
無資格者が担当していることが発覚した場合、分り次第ペナルティを与える。
- 2) 原則として審判割り当ての変更は行なわないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等で無くなった場合でも割り当て通りとするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。ただし、調整した中で「協会付」として入ってもらった場合もありますので、そのような場合には審判委員会から連絡をする。
- 3) 帯同審判員は講習会等に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持ったうえで、全力で取り組むこと。
- 4) 帯同審判員は、「競技規則」「オフィシャルズマニュアル」及び「プレイコーリング・ガイドライン」を熟読したうえで審判技術の向上に努めること。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティングを行なって、長所を伸ばし短所を修正するヒントにすること。
- 5) 割り当てを担当する審判員は試合開始時間の1時間前には会場に到着し、運営委員に到着の届けを済ませること。またその際にライセンス証を提示すること。
- 6) 都合により割り当てられているチーム内の帯同審判員が吹けない場合は、チームの責任において代理のライセンス保有審判員を手配（他チームへ依頼するなど）し割り当てを履行すること。
- 7) 帯同審判員制度の主旨を理解し、社会人リーグに参加できる条件のひとつであることを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組んでください。また、既に帯同審判員として認められている方も向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった方は、帯同審判員としての資格を取り消すことがあります。
- 8) 審判ウェア セカンドユニフォーム着用について  
セカンドユニフォームの着用については「岡山県審判委員会統一ルール」に準じて、以下の通り本大会でも着用を認める。
  - ①「夏季」に限らず、大会期間を通して着用を可とする。
  - ②クルー（審判パートナー）内で、審判ユニフォームの種類（従来の審判ユニフォーム・セカンドユニフォーム）が揃っていない場合でも差し支えない。
  - ③「セカンドユニフォーム」着用の場合は、上下ともセカンドユニフォームでなければならない。
  - ④「セカンドユニフォーム」着用の際のソックスは黒色とする。
- 9) ホイッスルカバー（必須）とレフリーマスク（必須）を着用すること。